

鳥取県特定鳥獣保護管理検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県特定鳥獣保護管理検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査検討する事項)

第2条 検討会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画の策定、変更及び実行状況の評価等に関する事項
- (2) 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に策定、変更及び実行状況の評価等に関する事項
- (3) 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に策定、変更及び実行状況の評価等に関する事項
- (4) その他特定計画に関する事項

(組織)

第3条 検討会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長（会長が定まる前にあつては検討会の庶務を行う所属の長）が招集し、会長がその議長となる。
2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会長が必要と認めた場合には、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第7条 検討会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。
(1) 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に関する事項 ツキノワグマ保護検討部会
(2) 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画に関する事項 イノシシ管理検討部会
(3) 第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に関する事項 ニホンジカ管理検討部会
2 部会に属する委員は、会長が指名する。
3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。
4 前条の規定にかかわらず、検討会は、部会の決議をもって検討会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課において行う。

(公開又は非公開の決定)

第9条 検討会の議事は、原則として公開する。ただし、会長は、公開することにより環境保護に対して不利益を及ぼすおそれがある場合、その他検討会の公正、円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は検討会において定める。

附則 この要領は、平成25年10月11日から施行する。

附則 この改正は、平成27年10月6日から施行する。